

○松下議長 4番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

○梅田議員 おはようございます。

4番の梅田哲也でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず最初に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねいたします。

先ほども同僚議員からいろいろと質問もあつたんですが、4月に実施されました全国学力・学習状況調査が、8月25日に公表され、特に、小中学生の子どもさんをお持ちのご父兄方並びに一般市民の皆様の関心も、非常に高いものがございます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず、1番目に、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、順位では、中学校数学Aが37位のほかは全て40位台であり、特に、小学校国語A、これは基礎的、基本的な知識・技能が身につけているかを問う出題でございますが、全国最下位となっておりますが、本市の状況はどうか具体的にお尋ねいたします。

続きまして、2番目に、児童生徒に対するアンケート調査も同時に実施されておりますが、本市における家庭学習時間とテレビゲーム、スマホの時間は、全国平均と比較してどうなっておりますか、お尋ねいたします。

3点目に、今後の子どもの学力向上について、どのような目標を設定し、どのような対策を実施されるのか、具体的にお答えください。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の1番目、全国学力・学習状況調査についての1点目、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、特に、小学校国語Aは全国最下位であったが、本市の状況はどうかについてお答えします。

小学校の成績は、年々県平均との差は縮小し、改善の兆しはみられるものの、教科別に見てみると、依然として全国平均を2ポイントから5ポイント下回っており、中学生は、全国平均を6.5ポイントから10ポイント下回る厳しい結果となっております。小学校6年の国語Aにつきましては、5ポイント下回っているということがあります。

次に、2点目の児童生徒に対するアンケート調査も実施されているが、学校、家庭学習時間とテレビゲーム等の時間についてはどうかについてお答えします。

まず、テレビの視聴時間ですが、小学生は全国平均並みですが、中学生は、1日2時間以上テレビを見ている生徒は、全国の56.5%に対して市は70.2%で、4時間以上では、全国の15.7%に対し市は29.3%となっております。

パソコンや携帯電話等を含めたゲームの使用時間につきましても、2時間以上使用している子どもの割合は、小学生で全国の30.3%に対し市は34.4%、中学生は、全国の35.4%に対し市は56.2%となっております。携帯電話やスマートフォンによる通話やメール等では、2時間以上の子どもは、小学生では、全国の8.7%に対し市は11.6%、中学生では、全国の32.7%に対し49.5%となっており、メディアによる娯楽時間が全国平均に比べて多く、特に、中学校では、その傾向が顕著となっております。このような状況であるため、家庭学習の時間は当然短くなっているものと考えております。

次に、3点目の今後の子どもの学力向上に、どのような目標設定をし、どのような対策を実施していくのか、具体的についてお答えします。

目標設定につきましては、かねてから小学校は、全国平均をクリアし、全国平均のクリア、中学校は、県平均のクリアを目指して取り組んできたところでございますが、今後も目標の早期達成を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

対策につきましては、今年度から小学3年生から5年、中学1、2年生を対象として、市の学力調査を実施しております。今後、この調査結果から、それぞれの学校や学年の課題が明らかになっておりますので、学校や児童生徒個人の課題解決に向けて取り組みを進めているところであり、具体的改善策等については、現在検討中であります。

また、読書と学力とも相関関係があり、本市では読書量が少ない傾向にあります。そこで、この9月から岩出図書館の職員を小学校に週1回派遣し、学校図書館の活性化と子どもの読書活動の充実に取り組むことによって、子どもたちの学力向上を側面から支援してまいります。

さらに、先ほどお答えしたとおり、家庭学習の時間が短く、メディア使用の時間が長いことなど、家庭生活の改善も必要であり、「家庭学習啓発資料いわでのこ」の改訂を初めとして、家庭への啓発強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、教育長のほうから答弁ございましたんですが、再質問させていただ

きます。

1 番目に、ご父兄の皆様にも状況をきっちり説明し、家庭学習の時間をしっかり確保する必要があると考えますが、ご父兄方に対する説明会等の実施予定は考えているのかをお尋ねいたします。

2 点目に、非常に最近若い先生方がふえてるという状況の中で、教員に対する指導力不足も懸念されておりますが、教育委員会として研修の充実をどのように向上させていくのかお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

スマホ等も含めて家庭での指導力、教育力、そういったものがご必要かなというふうなことと受けとめまして、教育委員会では、今後、PTA等の役員会の方々と学力の向上も、それからスマホ等の使用も含めて、家庭学習の状況について懇談会を開催したいと考えております。そして、そのところでも出された意見を取りまとめ、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけるとともに、各学校においては、懇談会等の機会に、保護者への啓発を強化してまいりたいと考えてございます。

また、若い先生等がふえて、そういう経験不足から、大丈夫ではないのかというご心配でございますが、教職員は基本的に情報モラル等の研修を受けております。最低限の知識は身につけているものと考えておりますが、今後、子どもや保護者に対して、さらに説得力のある指導ができるようにするため、引き続き、県教育委員会や警察等が実施する研修には積極的に参加させるとともに、校内での研修の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 これで梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 続きまして、子どものスマホの適正な使用についてお尋ねをいたします。

内閣府が4月に公表した消費動向調査で、多機能型携帯電話、いわゆるスマホを保有している世帯は54.7%と、5割を超えていることが判明しております。

さらに、同じく内閣府が昨年11月に実施した青少年のインターネット利用に対する調査でも、スマホの普及は拡大を続けており、小中高生が所有する携帯電話のうちスマホが占める割合は、小学生では13.6%、1年前と比べて6ポイントふえてお

ります。中学生では47.4%、1年前と比べて22.1ポイント増加しております。ほぼ倍増していることがわかりました。

あわせてインターネットの利用時間も長期化し、平日1日当たりの平均利用時間は約107分となり、1日2時間以上利用している人も約4割に上るなど、子どもの間でスマホの利用が急速に広がっている状況です。先ほどの同僚議員の答弁では、岩出市では中学生で49.5%という話も聞いております。

同時に、スマホの無料通信アプリ、いわゆるラインですけれども、このやりとりをきっかけとしたいじめやトラブル、事件の発生、さらには有害サイト閲覧など、子どもたちのインターネットの利用を巡っては、さまざまな課題がありますが、一方で、保護者や学校側の認識が実態に追いつくことができていないというのが現状ではないでしょうか。

そこで1番目、お尋ねいたします。

現在、全国の県教委レベルでは、小中高生のスマホなどの利用に関する実態調査を実施しているケースもあると認識しておりますが、本市では、児童生徒のスマホなどの利用状況などは把握しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして、文科省は、平成21年に各都道府県教委に対し、携帯電話の学校への持ち込み禁止などの通知を出し、各学校においても徹底されていることと存じますが、この通知にもあるように、学校、地域、家庭が連携し、携帯電話の利用に関するルールづくりを行うことや、身近な大人が児童生徒を見守る体制をつくっていることは、非常に重要なことだと思います。

ほかの自治体では、子どもの携帯電話利用のモラルを考えるきっかけとして、標語やポスターの募集などを行っている例や、保護者や教育関係者を対象にしたスマホ安全教室を開催して、正しい使い方やトラブルを未然に防ぐ方法などを教える取り組みを実施している例もあります。

そこで質問させていただきます。

本市においては、保護者や教育関係者を対象に、児童生徒のスマホの安全で適正な利用と危険性など、課題の認識のためのセミナーなどの開催を行ってはいかがでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

また、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングについては、先ほどの内閣調査で、初めて減少に転じ、小学生は62.2%、中学生は61.1%と、前年の調査に比べて落ち込んでおります。一方で、スマホの交流サイトを通じて、性犯罪などの被害に遭った子どもの約9割が、フィルタリングに未加入だったという警察庁の報告も

あるそうです。

そこでお尋ねいたします。

本市の児童生徒の持つスマホなどのフィルタリングの現状と、学校や家庭に対する働きかけの状況についての現況をお聞かせください。

ところで、愛知県刈谷市では、4月から、市内全小中学校で午後9時以降スマホを保護者が預かり、子どもに使わせない取り組みを開始いたしました。これは、昨年度生活指導担当教員や警察などで構成する組織が提案し、PTAの賛同を得て始めたもので、午後9時以降はスマホを親が預かる、必要のない携帯電話を持たせない、フィルタリングサービスを利用するという3点を呼びかけております。

家庭でのルールづくりに学校側が踏み込んだ先駆的な取り組みとして、文部科学省も注目し、全国各地から問い合わせも相次いでいるそうです。加えて、このスマホの夜間の使用制限の試みは、開始後1カ月で勉強時間がふえたとか、トラブルを防げるなどと、保護者や子どもから生活改善などを歓迎する声が上がっていると聞いております。

そこで提案ですが、同様の取り組みが全国で広がりつつある中、本市においても、児童生徒の夜間のスマホの使用制限に向けた取り組みを行ってはいかがでしょうか。その必要性も含め、ご所見をお伺いいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の2番目、子どものスマホの適正な使用について、一括してお答えさせていただきます。

まず、スマホ等の利用状況につきましては、先ほどお答えしたとおりですが、所有率で見ますと、小学校6年生で57.9%、中学3年生で88.6%となっております。なお、学校では児童生徒に対し、日ごろからスマホ等の学校への持ち込み禁止や情報モラル、便利さの裏に潜む危険性等について指導しており、特に、所有率が高くなる中学生においては、外部から専門家を講師として招き、ご指導いただく機会も設けておりますが、有害サイト接続のフィルタリングをしている家庭は、少ないのが現状でございます。

スマホの適正な利用に関するセミナー等の開催につきましては、警察や通信会社等が適正な使用についてのDVD等を作成しており、これらを保護者会で視聴している学校がありますが、今後も、啓発強化に取り組んでまいりたいと考えております。

夜間のスマホ使用制限につきましては、何よりも家庭の理解、協力が必要になってくることから、PTAを通じて各家庭に呼びかけていること等が重要であり、これらの取り組みにつきましては、今後、さらなる具体策を検討してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 きっちり対策のほう、よろしく願いしておきます。

再質問させていただくんですけども、これまで市内の小中学生に関するインターネットやスマホに関するトラブルやいじめ、事件の発生などはあるか、または把握しているか、保護者からの相談などの声は上がっているか、お尋ねいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問のように、学校、子どもたちの間でメールとかライン等で、例えば、返信がおくるとその仲間から外されるというふうな、そういった類いのことは学校でも教育委員会でも幾件か受けておるところであります。これらにつきましては、本当に非常にゆがんだ友達間であって、それぞれの相手の立場を考え、尊重していく姿勢ということが大事であって、こういったことを、学校では根気強く訴えていくわけでありまして、この件につきましても、同様の姿勢を全ての家庭でも保護者、そういった点訴えていくよう、粘り強くやっていきたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 スマホの適正な使用法などをいわゆる記録した、児童生徒あるいは保護者向けのいわゆるガイドブック的なものを作成、配布する提案ですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

児童生徒向けとか保護者向けのスマホ等の適正な使用について、ガイドブックという点につきましては、ガイドブックにつきましては、通信会社等に大変すぐれたものを作成しているものがありますし、それからまた、インターネットにもたくさん載っておりますが、これらの活用を考えていきたいと思っております。

なお、今後は、教育委員会主催で、先ほども言わせていただきましたが、PTAの役員等の方々とスマホ等の使用のあり方等について懇談会をして、その中で出された意見をまとめて、ガイドブックにかわるものとして、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけていくとともに、各学校においては、懇談会等の機会を通して、保護者への啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

○松下議長 これでは梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして3番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目、土砂災害防止法についてお尋ねをいたします。

先ほど宮本議員からもご質問があったので、同様のことになるかもわからないんですが、先月20日に、広島市北部において局地的な本当に豪雨によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からの、まずもってお見舞いを申し上げます。

この災害等により、岩出市民の中でも土砂災害に関する関心も急速に高まっている中、土砂災害防止法について3点質問をいたします。

8月26日に、県のホームページにも公開されておりますが、住民が土砂災害の発生の可能性があるリスクを早く知ることが何より重要というふうに考えます。

それで、第1番目の質問ですが、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内に何カ所あるのか、お答えください。

それと2番目に、警戒区域及び特別警戒区域の住民への周知方法についてお聞きをいたします。

3点目に、いわゆるハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗状況についてお答えください。

4点目に、土砂災害発生時に有効な手段の1つと考えられるいわゆる砂防ダムの設置については、どういった課題があるのかお答えください。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員のご質問の3番目、土砂災害防止法についての1点目、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内にそれぞれ何カ所あるのかについてお答えいたします。

先ほど宮本議員にお答えしたとおり、土砂災害の現象には、土石流、急傾斜地の

崩壊及び地すべりの区分があります。岩出市では、区域指定権者の件により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所、そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域が指定されております。

なお、和歌山県から岩出市においては、現在公示している箇所をもって調査及び区域指定は完了したと聞いております。

次に、2点目、住民への周知方法についてお答えいたします。

住民への危険周知については、和歌山県砂防課、那賀振興局建設部、岩出市において、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域がわかる公示図書の閲覧を行っております。岩出市ウェブサイトからは、「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しております。

また、本年9月5日に、和歌山県総合防災課長及び砂防課長の要請により、土砂災害危険箇所の緊急周知についてのチラシを、市役所、総合保健福祉センター、各公民館、総合体育館、岩出図書館、民俗資料館に掲示するとともに、広報いわで10月号へも掲載し、周知を図ってまいります。

次に、4点目、砂防ダムの設置については、こういった課題があるのかについてお答えいたします。

砂防ダムの設置は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生した場合には有効な手段の1つであると考えられます。岩出市には、根来川、菩提川2カ所、大谷川及び住吉川の上流、計5カ所に砂防ダムが設置されており、現在、行政機関が持っている情報からは、今すぐに対策を講じなければならない箇所はないと思われまます。しかし、予想を上回るような降雨があった場合等を予想し、対策を講じなければならない箇所があるのか、今後、調査してまいります。

なお、砂防ダムの建設に当たっては、まず、砂防法による砂防指定地とすることが大前提であります。砂防指定地となった場合、掘削、樹木の伐採等の行為制限がかかることや、事業用地の取得及び工事用進入路の用地確保、借地等の課題もあると考えられます。事業実施には、地元の方々の理解と協力が不可欠であります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員ご質問の3番目の3点目、ハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗についてお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、今年度作成している岩出市防災マニュアルに掲載し、平成27年3月の市広報紙と同時に全戸配布を行い、



住民に対する周知を図ってまいります。

なお、岩出市防災マニュアルに掲載する土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域を、市民がそれぞれわかりやすいように工夫すべく、地図作成を行っております。

次に、警戒避難体制の進捗状況につきましては、先ほどの宮本議員への答弁と重なる部分がございますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき対応してございます。

土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準につきましては、気象及び砂防関係機関等との間で情報交換を密にし、降雨状況、前兆現象の発生など広域的な状況の把握と市内巡視等を行い、現地確認より判断基準としてございます。判断に際しては、日中、夜間を区別し、基準に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示を判断いたします。

住民の避難につきましては、土砂災害の場合は、集団単位での避難が想定され、市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから土石流やがけ崩れの恐れのない避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風、冠水などの条件により状況が大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行っていただくこととなりますが、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認しておくことをお願いしているところでございます。今後も、予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させていただきます。

先ほど、岩出市では、土砂災害危険箇所の調査、区域指定は完了したと答弁いただきましたが、和歌山県全体の調査はどうなっているのか、お答えください。

2点目に、市内において土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に避難箇所はないのか。広島市の場合は、指定箇所があったと聞いておりますが、以上2点についてお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員の再質問、岩出市は、土砂災害危険箇所の調査区域指定は完了したということから、県全体の調査はどうなっているのかについてお答えいたします。

和歌山県における土砂災害危険箇所は1万8,487カ所であり、平成26年8月末時点で、6,363カ所の調査が完了し、このうち土砂災害警戒区域として5,636カ所が指定されており、全体の約30.5%となっています。また、特別警戒区域は3,054カ所指定されています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に市の避難所はないのかというご質問でございます。警戒区域及び特別警戒区域内における避難所はございません。

○松下議長 これで梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で梅田哲也議員の一般質問を終わります。